

# 丹沢湖カヌー運航規程

## 1. 運航水域

中川・玄倉方面とし、永歳橋から世附方面は運航禁止とする。(別紙図面)

## 2. 運航期間

4月から3月の通年とする。

## 3. 運航時間

- ・4月～5月、10月～11月は午前9時から午後4時30分までとする。
  - ・6月～9月は午前9時から午後5時までとする。
  - ・12月～3月は午前9時から午後4時までとする。
- ただし、状況に応じて時間を変更する場合もある。

## 4. カヌーの種類

カヌー全般：外部の動力を一切使わず、人力でパドルを操り操縦者の前方に進む小舟  
(カナディアンカヌー、シーカヤック、リバーカヤック、ファミリーカヌー、  
インフレーターカヤック、フォールディングカヤック等)

## 5. 利用方法

### (1) 申し込み

湖面を利用する日の当日、丹沢湖カヌー利用申請書(別紙様式)を提出する。また、事前に予約(電話可)することもできる。予約なしで当日こられた方には、定員を超えた時点でお断りする場合もある。

### (2) 受付場所

申し込みの受付は、公益財団法人山北町環境整備公社(以下、「環境整備公社」という。)とする。

### (3) 運航条件

- ・ライフジャケット及びゼッケン(貸与)を着用する。(ライフジャケット、浮力体を忘れた場合は、必ず申し出ること。)
- ・標識票(貸与)を標示する。
- ・その他、申込時の誓約事項、運航計画及びカヌー利用時における遵守事項(別紙)の履行を厳守する。

### (4) 乗降場所

原則として、焼津ボート乗り場とする。運航終了後は、焼津ボート乗り場へ運航の終了を報告し、貸与した標識票及びゼッケンを環境整備公社へ返却すること。

### (5) 安全対策管理費(利用料)

- ・1艇1回500円とする。
- ・環境整備公社理事長が、公益上必要と認めた場合、利用料金の一部または、全部を免除することができる。

## 6. 運航の中止

- (1) 4月から11月を除く月の毎週水曜日は、環境整備公社休業日のため、運航はできないものとする。
- (2) 荒天により湖面が荒れ、カヌーを運航させることが危険とみなしたとき。(天候が途中で急変した場合も同様とする。)
- (3) 濃霧により視界がさえぎられているとき。

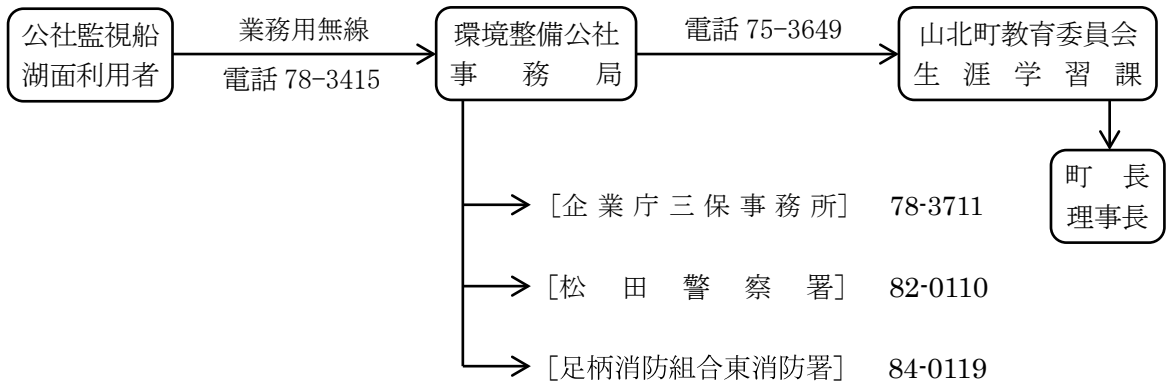
(4) その他運航条件を守らなかった場合運航を中止する。

7. 安全対策

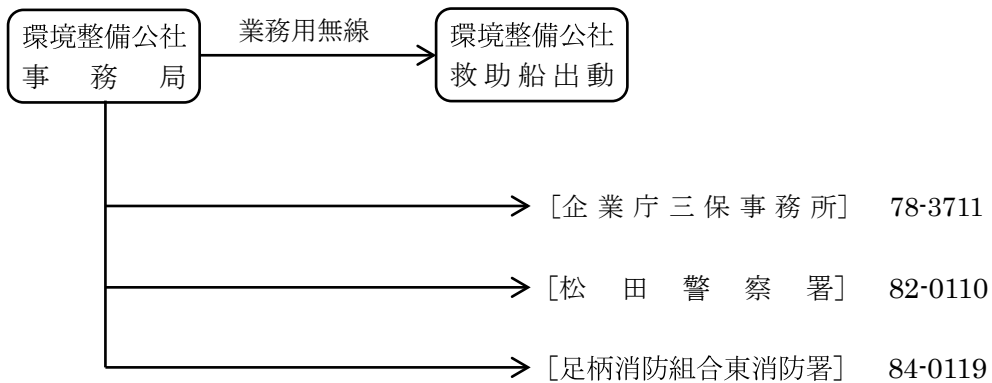
- (1) カヌー利用者に対し、申込時の誓約事項、運航計画及びカヌー利用時における遵守事項（別紙）を周知徹底する。
- (2) 監視船にて、利用水域及び安全運航の指導・監視を行う。
- (3) 事故が発生した場合において、救助体制、連絡方法を明確にする。

8. 事故対策

(1) 事故発生から救助までの通報・連絡体制



(2) 救助体制



# 丹沢湖力又一運航水域



— 運航水域



— 立入禁止区域

